

国保・後期高齢者医療からのお知らせ

## 高額介護合算療養費の 制度と申請手続きについて

### 【高額介護合算療養費制度】

医療と介護の両方を利用して  
いる世帯の自己負担を軽減  
する制度です。

同一世帯の加入者について、  
①「病院にかかったとき」、  
②「介護サービスを利用したとき」の1年間の自己  
負担額の合計が表の基準額を  
超えた場合、役場窓口へ申請  
することで、③「高額介護合  
算療養費」として支給されま  
す。



### ③高額介護合算療養費

①と②の自己負担額を合算し、下記の  
基準額を超えた分が支払われます。

- ※同一世帯であっても、加入  
している医療保険が違おうと  
合算できません。
- ※「医療保険」「介護保険」の  
自己負担額のいずれかが0  
円の場合、または支給決定  
額が500円以下の場合  
支給されません。
- ※各種医療費助成制度を利用  
している方は、医療機関窓  
口で支払う自己負担額が軽  
減されていますが、介護  
サービス費との合算となる  
場合があります。
- 【申請方法】  
平成28年度分(平成28年8  
月1日～平成29年7月31日)  
が支給の対象となる方には、  
1月以降に申請の案内をしま  
す。
- ただし、次に該当する方に  
は、申請の案内ができない場  
合がありますので、国民健康  
保険係へご相談ください。
- ▼平成28年8月1日～平成29  
年7月31日の間で次の方  
・被用者保険から国民健康保  
険へ移行された方  
・被用者保険または国民健康

保険から後期高齢者医療制  
度に移行された方

他の市町村から転入した方  
【国保制度に関する問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係

☎0137-62-2112

【後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先】

北海道後期高齢者医療広域  
連合

☎011-290-5601

・住民生活課国民健康保険係  
☎0137-62-2112

### ■国保被保険者70歳未満の方

区分	自己負担額の合計基準額
区分ア	212万円
区分イ	141万円
区分ウ	67万円
区分エ	60万円
区分オ	34万円



### ■後期高齢者医療・国保被保険者70歳以上の方

負担割合	区分	自己負担額の合計基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割 (国保： 2割含む)	一般	56万円	
	住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

※1年間の自己負担額の計算期間  
平成28年8月1日～平成29年7月31日  
※支給額計算は、平成29年7月末時点の所得区分で計算  
されます。

## 医療機関等へ支払った負担金について 重度心身障がい者・ひとり親家庭等 お子さまの一部負担金の払い戻しに ついて

未就学児の重度心身障がい  
者医療、ひとり親家庭等医療  
の受給者は、同時に乳幼児等  
医療の受給者でもありますが、

重度・ひとり親家庭等医療が  
優先され乳幼児等医療費受給  
者証を交付してありません。  
そのため、重度・ひとり親  
家庭等医療で一部負担金を医

療機関等へ支払ったときは、  
償還手続きが(一部負担金の払  
い戻し)必要です。

### 【対象となる方】

- ・重度心身障がい者医療受給  
者証をお持ちの未就学児童
- ・ひとり親家庭等医療受給者  
証をお持ちの未就学児童
- 【対象となるもの】  
・外来、入院、歯科、調剤へ  
受診時の自己負担額
- ※予防接種、入院食事療養費  
などを除く。

### 【償還手続きに必要なもの】

- ・医療機関等から交付された  
領収書
- ・印鑑
- ・保護者の方の通帳

※お仕事などで来庁できない  
場合は、郵送でも手続き可  
能です。お問い合わせせ  
ください。

### 【申請先】

- ・住民生活課国民健康保険係
- ・熊石総合支所住民サービス課

### 【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係  
☎0137-62-2112